

那覇建指第129号
令和2年8月31日

関係各位

那覇市 まちなみ共創部
建築指導課長 花城 克尚

「那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱」の施行について

平素より那覇市の建築行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、市民の健全な近隣関係の保持に資することを目的に、中高層建築物等を建築する際の建築主等が講ずべき措置等について定めた指導要綱を令和2年4月1日制定いたしました。

下記のとおり、現在は周知期間となっておりますが、施行日（令和2年10月1日）の1カ月前となりますので、改めて本指導要綱について、ご周知願います。

本指導要綱の施行後は、確認申請提出の30日前までに建築計画のお知らせ（標識）を建築予定地の見やすい場所に設置する必要がありますので、ご注意ください。本指導要綱の内容等は、解説と手引きを那覇市建築指導課ホームページに掲載しておりますので、再度、ご確認ください。

ご質問等ございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

今後とも、那覇市の建築行政に、ご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

記

那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱

制定日：令和2年4月1日

施行日：令和2年10月1日

経過措置：令和2年4月1日から9月30日までに那覇市電波障害防止建築指導要綱に基づく届出を提出し、かつ、令和3年3月31日までに工事を着手するものに関しては、那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱の適用を受けないこととする。

ホームページ： https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/life/kentiku/sinsei/naha_tyukosoyoukou.html

問い合わせ先：那覇市 まちなみ共創部 建築指導課

TEL：098-951-3244 FAX：098-951-3245

E-mail：T-SIDOU001@city.naha.lg.jp